

## ○設備外積載及び荷台乗車許可取扱要領

令和6年6月21日

山口交規第420号

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条の規定に基づき、出発地を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行う設備外積載及び荷台乗車許可について必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

### 第2 許可の申請等

#### 1 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。

当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、道路交

通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第8条に定める申請書の申請者欄に連記させるものとする。この場合において、申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び運転免許証番号を記載するよう求めるものとする。

#### 2 申請の受理

許可の申請に当たっては、書面申請の場合は申請書2通を出発地警察署長等に提出させるものとし、必要があると認めるときは、申請書に運転経路図その他許可の審査に必要な書類を添付させることができる。

#### 3 電子申請の取扱い

##### (1) 申請手続

電子申請については、山口県庁で構築している「やまぐち電子申請サービス」で受け付けることとし、申請者から直接、各警察署等にメール送信された場合は、「やまぐち電子申請サービス」を使用して申請するよう、申請者に連絡するものとする。

##### (2) 申請要件

電子申請により受け付ける申請について、特段、制限は設けないが、当該申請を受け付ける前に、警察署長等が必要と認める場合は、書面による申請を求めることができる。

##### (3) 申請データの確認

行政端末で申請データの有無について、執務時間内に1日1回以上確認すること。

##### (4) 申請データの補正

他警察署の申請書が誤って登録されていた場合については、申請者に対し速やかに、出発地を管轄する警察署等に修正するよう求めること。

(5) 申請データの出力

申請を受理した際は、各警察署で申請データを印刷し、決裁を受けること。

(6) 受付及び許可日の決定

受付印の日付は、申請データが到達した日とする。

また、許可日については、決裁が終了した日付とすること。

なお、許可番号については、書面申請・電子申請を区別することなく一連番号とすること。

(7) 審査完了通知

許可申請を決裁した後、申請者に対し審査完了及び許可証等交付の連絡を行うこと。

(8) 管理簿（電子申請用）の作成

設備外積載許可に係る電子申請を受理した際は、別添「設備外積載許可管理簿（電子申請用）」（様式第1号）を作成すること。

荷台乗車許可に係る電子申請を受理した際は、別添「荷台乗車許可管理簿（電子申請用）」（様式第2号）を作成すること。

### 第3 許可の基準

許可は、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認められる場合において、積載場所を指定し、又は人員を限って許可し得るものであり、許可の特殊性から申請者の利便のみにとらわれることなく、安全性を重視した範囲内で許可するものとする。

#### 1 設備外積載許可（法第56条第1項）

車両にポスター、看板等の文書図画（以下「ポスター等」という。）を掲示するため、ポスター等を当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所に積載することとなる場合は、次のとおりとする。

(1) 車両の外側にポスター等を取り付けて掲示する場合は、紙、布又はこれに類する材料を用いて制作されたポスター等を車両の外周に貼り付け、又は巻き付ける等の方法で取り付ける場合を除いては、許可を必要とする。

(2) 車両に設けられたルーフキャリア等の物品積載装置にポスター等を取り付ける場合は、許可を必要としないが、これらの装置の外周に取り付ける場合は、許可を必要とする。

#### 2 荷台乗車許可（法第56条第2項）

荷台乗車許可は、当該車両の荷台に乗車しなければ、他に手段、方法がない等必要やむを得ないと認められ、かつ、道路又は交通の状況により、支障がないと判断される場合においてのみ許可をすることができる。この場合、乗車した者が荷台に腰を降ろし、安全に乗車できる人員の範

囲内であり、一人当たりの所要面積としては、最低0.5平方メートル（0.5メートル×1.0メートル）以上は確保するものとする。

#### 第4 許可の期間

許可は、一用務を1件とし、必要最小限度の期間とする。

#### 第5 許可証の交付

許可証の交付に当たっては、道路又は交通の状況等から乗車、積載の方法及び運転の速度等危険防止、転落防止上必要な条件を付するものとする。第6 留意事項

##### 1 設備外積載許可に当たっての留意事項

許可に当たっては、取扱いに誤りがないよう積載方法等について必要に応じて現地実査を行うなど適正を期すること。

(1) 車両の屋根上にルーフキャリア等の積載装置を設ける場合には、通常、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第67条の規定による自動車検査証の記載事項の変更手続を必要としない。ただし、物品積載装置の規模、形状に応じて、ボルト、溶接等により固定する場合は、変更手続を必要とするので慎重を期すること。

(2) 車両にポスター等を取り付けて広告、又は宣伝する行為については、法第77条第1項第4号により、道路使用許可対象に該当する場合もあるので、特に慎重に取り扱うこと。

##### 2 荷台乗車許可に当たっての留意事項

(1) ライトバン、ピックアップ型の貨客両用の車両は、専ら貨物を運搬する構造の車両ではないから許可の対象とならないので、取扱いを誤らないこと。

(2) 行楽等の目的のみである場合は許可しないこと

(3) 椅子を置くだけでは乗車設備には該当しないので注意すること。

(4) 荷台乗車許可は、定員外乗車を許可するものではないことに注意すること。

#### 第7 標準処理期間

申請書の受理から、審査を経て許可証交付までの標準処理期間は、5日（行政庁の休日は含まない。）とする。

#### 第8 申請書等の保存

申請のため提出を受けた申請書、設備外積載許可管理簿（電子申請用）、荷台乗車許可管理簿（電子申請用）は1年間保存すること。